

ビキニ被ばく船員訴訟のプレスリリース

1954年3月1日ビキニ環礁における水爆実験(ブラボー爆発により、第五福竜丸が被災し、その後、放射能雨、マグロ汚染、更に久保山愛吉さんの死などから、原水爆禁止署名運動が進められました。翌1955年8月には第1回原水爆禁止世界大会が開催され、1956年の日本被団協の結成にもつながりました。

しかし、ビキニ問題は第五福竜丸の問題としてのみとらえられ、ビキニ海域で行われた水爆実験により被災した漁船を中心とする約1000隻に及ぶ被災船の10000人を超えるといわれる被災船員のことは無視され、忘れ去られ去られました。

その被災船員及び遺族らが、船員保険による療養補償給付や遺族給付を求める訴訟が、今東京地裁に係属し、以下の要領で第1回口頭弁論が開かれます。

第1回の法廷では、何故、ビキニ被ばく船員が忘れられ、そして、何故、今船員保険の対象とするように求める訴訟となっているのかについて、原告側から意見陳述をする予定です。

第1回口頭弁論

日時:2022年7月26日午後3時半

場所:東京地方裁判所419号法廷(民事第51部)

記者会見及び報告集会

日時:2022年午後4時半

場所:参議院議員会館 B103号室

連絡先:東神田法律事務所

電話:03-5283-7799

弁護士 内藤 雅 義